

第 2108 回定例研究会報告要旨(平成 22 年 7 月 20 日)
アメリカにおける 2012 年農業法をめぐる動き
について

一経営安定対策を中心にー
農林水産政策研究所 上席主任研究官
吉井 邦恒

1 農業法とは

アメリカの農業政策は、ほぼ 5 年ごとに、時々
の状況に応じて制定される農業法の規定に基づ
いて実施されてきました。農業法には、ほと
んどの政策分野に関するプログラムが一括法方
式で規定されています。仮に、期限が経過して
も新たな農業法が制定されない場合には、恒久
法である 1938 年農業法と 1949 年農業法が適用
され、現状に合わないような手厚い保護が提供
されることになります。

2 農業をめぐる状況

連邦政府は、その財政赤字が 2009 年度には史
上最大となり、きわめて厳しい財政状況下に置
かれています。一方、農家経済をみると、農産
物価格は 2008 年中頃をピークに下降ないし横
ばいで推移していますが、それでも高騰前の
2006 年頃よりは高い水準を維持しています。と
うもろこし、大豆、小麦等の市場価格が、ロー
ンレートや価格変動対応型支払いの目標価格を
上回っているため、政府支払いは近年 120 億ド
ル前後と、2005 年度の 244 億ドルの半分程度に
まで減少し、WTO へ通報する AMS も低い水準と
なっています。その中で、高い農産物価格を反
映して保証額が増加したため、農業保険に関す
る財政負担や保険金支払いが増大しています。

国際関係では、ブラジルが WTO に提訴した綿
花補助金に関してアメリカは敗訴し、本年 6 月
の合意で、ブラジルの報復措置を回避するため、
綿花についての輸出補助的プログラムの改善を
行うとともに、技術協力基金としてブラジルに
対して毎年 1.47 億ドルを拠出することになっ
ています。

3 2012 年農業法をめぐる動きについて

現行の 2008 年農業法も、厳しい財政事情と好
調な農家経済という背景の下で制定されまし
た。2008 年農業法における関心事項は、栄養、
環境保全等のプログラムの拡大と経営安定のた
めの農産物プログラムの見直しでした。農産物
価格が高い水準にある中で、従来の価格低下へ
対応するプログラムでは、収入減少というリス
クに十分対応できないことから、新たに収入変
動対応型の ACRE (Average Crop Revenue
Election) が導入されました。また、裕福な農
業者や地主が政府支払いを受け取ることへの批

判を考慮して、政府支払いの受給資格の厳格化
が図られました。しかしながら、2002 年農業法
の手厚い保護プログラムは維持されました。

2008 年農業法の効力は 2012 年 9 月 30 日まで
ですし、実際のところ、2008 年農業法で導入さ
れたプログラムのうちまだ実施されていないも
のもあります。そのような中で、2012 年農業法
制定のため、下院農業委員会は本年 4 月 21 日か
ら活動を開始し、地方開催を含め既に 13 回の公
聴会が開かれています。上院農業委員会も 6 月
30 日に公聴会を開催し活動を開始しました。こ
のような動きは、2008 年農業法制定当時よりも
はるかに財政事情が厳しく、議会としては農業
法関係の財源を死守するために先手を打つため
のものと考えられます。

まだ公聴会の段階で、議会としての案が提示
されているわけではありませんが、議員や農業
関係者の最大の関心は、厳しい予算制約の下で、
「どのようなセーフティネットを構築するの
か」にあるようです。特に、農業保険と ACRE
のあり方が議論の中心となっています。農業保
険については、その重要性を評価する声が大き
いのですが、財政負担が大きくなっており、何
らかの見直しが必要であると考えられているよ
うです。ACRE については、2008 年農業法におい
て、いわば「鳴り物入り」で導入されましたが、
2009 年の面積加入率は 13%と加入が思わしく
なりません。仕組みが複雑で、発動要件に問題
があるとの指摘もあります。しかしながら、農
産物価格が今後ともある程度高い水準で推移し
ていくことが予想される中で、「収入」に着目
したセーフティネットの重要性を評価する向き
も多いようです。

議会や農業関係者の関心とは異なり、行政府
の関心は、栄養プログラム、地域開発等にあり、
経営安定対策に対しては 2010 年度及び 2011
年度には予算カットを提案する等むしろ冷淡に
も見える態度をとっています。大統領は栄養プ
ログラムに関心が高く、農務長官は地域開発を
重視し、“Know Your Farmer, Know Your Food
” というキャッチフレーズで中小規模の農家へ
の助成を推進していこうとしています。マスコ
ミも、経営安定対策、特に直接支払いに対して、
無駄遣いであると批判しています。

このような状況から、次期農業法において、
経営安定対策が、重複のない、有効で効率的な
セーフティネットとして再構築されるのかどう
か、そしてそのための議論がどのように展開さ
れていくのかが注目されます。